昭26.11.5.

官報

毎日文庫

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

主要目次

省令

○郵政官署において取り扱う国庫金の受入及び拂渡に関する規則　四九頁
○郵政官署ニ於ケル各庁歳入金及歳出金取扱規則の一部改正　四九

告示

○第三界洋丸無線局の空中線電力変更　四九
○日令丸無線局にレーダー設備増設　四九
○ドイツ財産でなくなる財産指定　五三
○神戸銀行第十五回幸運定期預金の細目等　五三
○指定施設等の使用制限に関する件第一條に規定する届出に関する手続を定める件　五五
○重要文化財指定　五五
○兒童福祉法施行令により保母を養成する学校指定　五五
○社会福祉事業法による講習会指定（福井県）　五五
○同（静岡県）　五五
○昭和二十六年度共同募金の実施期間を定める件に追加　五五
○保安林指定（群馬県）　五五
○肥前池野郵便局移転　五七
○東京中央郵便局人事院ビル内分室設置　五七
○赤坂郵便局青山分室廃止　五七
○奥野田簡易郵便局等一時閉鎖　五七
○小型記念通信日附印を六日町郵便局等に使用する件　五七
官庁事項
○電車線夜間重労務作業手当増額についての紛争に関する調停案公表　五九

省令

◉大蔵省令第九十一号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十四條の規定に基き、郵政官署において取り扱う国庫金の受入及び拂渡に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十六年十一月五日

大蔵大臣　池田　勇人

郵政官署において取り扱う国庫金の受入及び拂渡に関する規則の一部を改正する省令

郵政官署において取り扱う国庫金の受入及び拂渡に関する規則（昭和二十四年大蔵省令第六十号）の一部を次のように改正する。

第一條第二号中「税務署、」の下に「農地事務局、」を加える。

第三号書式備考第七号中「国有林野事業特別会計歳入金」を「開拓者資金融通特別会計歳入金及び国有林野事業特別会計歳入金」に改め、同号を第八号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

7. 開拓者資金融通特別会計歳入金については「何部」及び「何目」の欄を削り、「何項」の欄の次に「何目」の欄を加え、「又は収入官吏官氏名」及び「何庁収入官吏官氏名印」を削り、「大蔵省主管」は「農林省所管」と記入するものとする。

第八号書式備考第四号中「国有林野事業特別会計歳入金」を「開拓者資金融通特別会計歳入金及び国有林野事業特別会計歳入金」に改める。

第九号書式中「下記の金額規定の手続を履行し現金拂渡し致します。」を「下記の金額規定の手続を履行し現金拂渡をお願いします。」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◉郵政省令第二十六号

郵政官署において取り扱う国庫金の受入及び拂渡の事務に関する政令（昭和二十四年政令第百七十四号）第二條の規定に基き、郵政官署ニ於ケル各庁歳入金及歳出金取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十六年十一月五日

郵政大臣　佐藤　栄作

郵政官署ニ於ケル各庁歳入金及歳出金取扱規則の一部を改正する省令

郵政官署ニ於ケル各庁歳入金及歳出金取扱規則（大正四年逓信省令第八号）の一部を次のように改正する。

第一條第二号中「税務官署」の下に「、農地事務局」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告示

◉電波監理委員会告示第千九百八号

第三界洋丸無線局の空中線電力は、昭和二十六年四月二十一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十一月五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第二一四一号
二　免許人の氏名　前田富雄
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　焼津漁業用海岸局、漁船の船舶局、地方電気通信取扱局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　第三界洋丸（主たる停泊港　焼津）
九　呼出符号　JADQ
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二（一、五七〇kc、一、五八〇kc、九〇五kc、五、五二〇kc）　水晶発振　A二　終段抑制格子変調　A一　三〇W　A二　一五W
A一　空中線の型式及び構成　逆L型
十一　運用許容時間　常時
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千九百九号

日令丸無線局にレーダー設備を昭和二十六年四月十三日増設した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十一月五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年十一月二十八日　第一一五三号
二　免許人の名称　日産汽船株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、日産汽船株式会社所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行及び物資の輸送に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年四月十二日
但し、無線電信については無期限
八　設置場所　日令丸（主たる停泊港　東京）

十一　運用の用　空中線の型式及び構成　常時　常時間　T型

◉電波監理委員会告示第千九百十号

第二龍王丸無線局の免許人は、昭和二十六年五月十五日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十一月五日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第二三三四号
二　免許人の氏名　今村文七
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信官署、漁船の船舶局、地方電気通信官署
六　通信の事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　第二龍王丸(主たる停泊港　焼津)
九　呼出符号　JDDS
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用の用　空中線の型式及び構成　T型、逆L型、傾斜型、回転反射鏡付電極ローン
十三　運用の時間　常時
十四　運用の時間　常時
十五　運用の時間　常時
十六　運用の時間　常時
十七　運用の時間　常時
十八　運用の時間　常時
十九　運用の時間　常時
二十　運用の時間　常時
二十一　運用の時間　常時
二十二　運用の時間　常時
二十三　運用の時間　常時

救命艇設備　A二　五〇〇kc　水晶発振　終段隔極変調　二・七W
レーダーの周波数帯域幅は、九、三二〇Mcから九、五〇〇Mcまで

十	電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力	九	呼出符号
	主装置 A一、A二		JLZU
	補助装置 A一、A二		救命艇 JLZU—22
	特殊設備 レーダー P		

◉電波監理委員会告示第千九百十一号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月五日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年三月二十八日　第八〇七二号
二　免許人の氏名　酒井益作
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　釧路、穂内各漁業用海岸局
六　通信の事項　漁網流失、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年三月二十七日
八　設置場所　第一いしゆんしよまる(主たる停泊港　網走)
九　呼出符号　JFUT
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
十一　空中線の型式及び構成　T型、逆L型
十二　運用の時間　常時
十三　運用の時間　常時

◉電波監理委員会告示第千九百十二号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月五日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年六月一日　第一三九九号
二　免許人の氏名　相川ゆの
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信官署、漁船の船舶局、地方電気通信官署
六　通信の事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　第二龍王丸(主たる停泊港　焼津)
九　呼出符号　JDDS
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用の時間　常時

救命艇設備　A二　五〇〇kc　水晶発振　終段隔極変調　二・七W
レーダーの周波数帯域幅は、九、三二〇Mcから九、五〇〇Mcまで

◉電波監理委員会告示第千九百十三号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月五日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第二〇二七号
二　免許人の氏名　拓洋水産株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信官署、拓洋水産株式会社所属船舶局、三崎漁業用海岸局、同所属船舶局
六　通信の事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
但し、無線電信については無期限
八　設置場所　第十二拓洋丸(主たる停泊港　三崎)
九　呼出符号及び呼出名称　JDGQ　ぢーにーごーたーくーよーまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
十一　空中線の型式及び構成　T型、逆L型
十二　運用の時間　常時
十三　運用の時間　常時

◉電波監理委員会告示第千九百十四号

洞南丸無線局の電波の型式は、昭和二十六年三月二十三日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十一月五日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一三三五号
二　免許人の名称　東邦海運株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信官署、東邦海運株式会社所属船舶局
六　通信の事項　船舶の航行及び物資の輸送に関する事項
七　免許の有効期限　無期限
八　設置場所　洞南丸(主たる停泊港　東京)
九　呼出符号　JKIJ
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
十一　空中線の型式及び構成　T型、逆L型、傾斜型、回転反射鏡付電極ローン
十二　運用の時間　常時
十三　運用の時間　不定

◉電波監理委員会告示第千九百十五号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月五日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年六月二十一日　第九五五〇号
二　免許人の氏名　相川ゆの
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　石川県鵜島漁業用海岸局、石川県漁業協同組合連合会所属船舶局
六　通信の事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年五月二十日
八　設置場所　第一かもめ丸(主たる停泊港　松波)
九　呼出符号　JFUT
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
十一　空中線の型式及び構成　T型、逆L型
十二　運用の時間　常時
十三　運用の時間　十六時間

◉電波監理委員会告示第千九百十六号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月五日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年五月十五日　第七四五五号
二　免許人の氏名　長谷川義久
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信官署、東邦海運株式会社所属船舶局
六　通信の事項　船舶の航行及び物資の輸送に関する事項
七　免許の有効期限　無期限
八　設置場所　洞南丸(主たる停泊港　東京)
九　呼出符号　JKIJ
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用の時間　常時
十三　運用の時間　不定

◉電波監理委員会告示第千九百十七号

第四日立丸無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、昭和二十六年六月十六日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十一月五日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一三九九号
二　免許人の氏名　相川ゆの
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信官署、日産汽船株式会社所属船舶局
六　通信の事項　船舶の航行及び物資の輸送に関する事項
七　免許の有効期限　無期限
八　設置場所　第四日立丸(主たる停泊港　東京)
九　呼出符号　JFUT
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
十一　空中線の型式及び構成　T型、逆L型
十二　運用の時間　常時
十三　運用の時間　十六時間

◉電波監理委員会告示第千九百十八号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月五日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一〇二七号
二　免許人の名称　拓洋水産株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信官署、拓洋水産株式会社所属船舶局、三崎漁業用海岸局、同所属船舶局
六　通信の事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
但し、無線電信については無期限
八　設置場所　第十二拓洋丸(主たる停泊港　三崎)
九　呼出符号及び呼出名称　JDGQ　ぢーにーごーたーくーよーまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
十一　空中線の型式及び構成　T型、逆L型、傾斜型、回転反射鏡付電極ローン
十二　運用の時間　常時
十三　運用の時間　常時

救命艇設備　A二　五〇〇kc　水晶発振　終段隔極変調　二・七W
レーダーの周波数帯域幅は、九、三二〇Mcから九、五〇〇Mcまで

◉電波監理委員会告示第千九百十九号

第四日立丸無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、昭和二十六年六月十六日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十一月五日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一三九九号
二　免許人の氏名　相川ゆの
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信官署、日産汽船株式会社所属船舶局
六　通信の事項　船舶の航行及び物資の輸送に関する事項
七　免許の有効期限　無期限
八　設置場所　第四日立丸(主たる停泊港　東京)
九　呼出符号　JFUT
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
十一　空中線の型式及び構成　T型、逆L型
十二　運用の時間　常時
十三　運用の時間　十六時間

◉電波監理委員会告示第千九百二十号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月五日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第二三三四号
二　免許人の氏名　今村文七
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信官署、漁船の船舶局、地方電気通信官署
六　通信の事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　第二龍王丸(主たる停泊港　焼津)
九　呼出符号　JDDS
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用の時間　常時

救命艇設備　A二　五〇〇kc　水晶発振　終段隔極変調　二・七W
レーダーの周波数帯域幅は、九、三二〇Mcから九、五〇〇Mcまで

◉電波監理委員会告示第千九百十一号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月五日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年三月二十八日　第八〇七二号
二　免許人の氏名　酒井益作
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　釧路、穂内各漁業用海岸局
六　通信の事項　漁網流失、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年三月二十七日
八　設置場所　第一いしゆんしよまる(主たる停泊港　網走)
九　呼出符号　JFUT
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
十一　空中線の型式及び構成　T型、逆L型
十二　運用の時間　常時

◉電波監理委員会告示第千九百十二号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月五日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年六月一日　第一三九九号
二　免許人の氏名　相川ゆの
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信官署、日産汽船株式会社所属船舶局
六　通信の事項　船舶の航行及び物資の輸送に関する事項
七　免許の有効期限　無期限
八　設置場所　第四日立丸(主たる停泊港　東京)
九　呼出符号　JFUT
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
十一　空中線の型式及び構成　T型、逆L型
十二　運用の時間　常時
十三　運用の時間　十六時間

◉電波監理委員会告示第千九百十三号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月五日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一〇二七号
二　免許人の名称　拓洋水産株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信官署、拓洋水産株式会社所属船舶局、三崎漁業用海岸局
六　通信の事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
但し、無線電信については無期限
八　設置場所　第十二拓洋丸(主たる停泊港　三崎)
九　呼出符号及び呼出名称　JDGQ　ぢーにーごーたーくーよーまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
十一　空中線の型式及び構成　T型、逆L型
十二　運用の時間　常時
十三　運用の時間　常時

◉電波監理委員会告示第千九百十四号

洞南丸無線局の電波の型式は、昭和二十六年三月二十三日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十一月五日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一三三五号
二　免許人の名称　東邦海運株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信官署、東邦海運株式会社所属船舶局
六　通信の事項　船舶の航行及び物資の輸送に関する事項
七　免許の有効期限　無期限
八　設置場所　洞南丸(主たる停泊港　東京)
九　呼出符号　JKIJ
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
十一　空中線の型式及び構成　T型、逆L型、傾斜型、回転反射鏡付電極ローン
十二　運用の時間　常時
十三　運用の時間　不定

◉電波監理委員会告示第千九百十五号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月五日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年六月十五日　第九五五〇号
二　免許人の氏名　相川ゆの
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　石川県鵜島漁業用海岸局、石川県漁業協同組合連合会所属船舶局
六　通信の事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年五月二十日
八　設置場所　第一かもめ丸(主たる停泊港　松波)
九　呼出符号　JFUT
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
十一　空中線の型式及び構成　T型、逆L型
十二　運用の時間　常時
十三　運用の時間　十六時間

◉電波監理委員会告示第千九百十六号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月五日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年五月十五日　第七四五五号
二　免許人の氏名　長谷川義久
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　小名浜漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年五月十四日
八　設置場所　福壽丸(主たる停泊港　四ッ倉)
九　呼出名称　はせがわふくじゅまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　一、六二〇kc　一、九五五kc　二、五四五kc　二、六五〇kc　水晶発振　終段抑制格子変調　二五W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千九百十七号
若島丸無線局にレーダーの設備を昭和二十六年五月四日増設した。
変更後の現状は、次の通りである。
昭和二十六年十一月五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次
一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年十月十二日　第一〇八五号
二　免許人の名称　飯野海運株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、飯野海運株式会社所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行及び物資の輸送に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年五月三日
但し、無線電信については無期限
八　設置場所　若島丸(主たる停泊港　東京)
九　呼出符号　JJBP
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
主装置　A一　A一、A二　三七五kc　四〇五kc　四一六kc　四六〇kc　四七〇kc　四二〇kc　五二〇kc　五四〇kc　五五〇kc　六五七kc　八二〇kc　八四五kc　八六〇kc　一二六kc　一四五kc　一六五kc　第一、第二装置　水晶発振　A二　第一装置　終段抑制格子変調
補助装置　A一、A二　三七五kc　四〇五kc　四二〇kc　四六〇kc　五〇〇kc　水晶発振　A二　終段陽極(リップル)変調　五〇W
特殊設備　レーダー　PC　九、三九〇kc　マグネトロン発振　五〇KW
十一　空中線の型式及び構成　T型、逆L型、回転反射鏡付電磁ホーン
十二　運用許容時間　常時
十三　運用義務時間　常時
その他　レーダーの周波数帯域幅は、九、三二〇Mcから九、五〇〇Mcまで

◉電波監理委員会告示第千九百十八号
龍王丸無線局の免許人は、昭和二十六年五月十五日変更した。
変更後の現状は、次の通りである。
昭和二十六年十一月五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次
一　免許人の氏名　昭和二十五年六月一日　第二二二九号
二　無線局の種別　今村文七
三　無線局の目的　船舶局
四　無線局の相手方　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信事項　焼津漁業用海岸局、漁船の船舶局、地方電気通信取扱局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
但し、無線電信については無期限
八　設置場所　龍王丸(主たる停泊港　焼津)
九　呼出符号及び呼出名称　JCPJ　りゅうおうまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一　A一、A二　三七五kc　四二五kc　五〇〇kc　五二〇kc　六二〇kc　九五五kc　一二五kc　一六二〇kc　三七〇kc　三三五kc　五四〇kc　八三三kc　第一装置　主発振　水晶発振　A二　第二装置　水晶発振　A三　第一装置　リップル変調　終段抑制格子変調　A一、A二　但し、A一は四〇〇kc、A二は一〇〇W　一二、九五五kc、一五W　A三　第二装置　終段抑制格子変調　四〇W
A三　三七五kc　四二五kc　五〇〇kc　五二〇kc　六二〇kc　九五五kc　一二五kc　一六二〇kc　三七〇kc　三三五kc　五四〇kc　八三三kc　第一、第二装置　水晶発振　A二　第二装置　終段抑制格子変調
A一　A一、A二　三七五kc　五〇〇kc　五七〇kc　六二〇kc　九五五kc　一二五kc　一六二〇kc　三七〇kc　三三五kc　五四〇kc　八三三kc　第一、第二装置　水晶発振　A二　第二装置　終段陽極(リップル)変調
A一　A一、A二　一二五W　終段抑制格子変調
A三　A三　但し、短波は一〇〇W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時
十三　運用義務時間　不定

◉電波監理委員会告示第千九百二十号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十一月五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次
一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年一月十日　第六〇二七号
二　免許人の名称　大洋漁業株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　長崎漁業用海岸局、大洋漁業株式会社所属漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年一月九日
但し、無線電信については無期限
八　設置場所　第一丸二丸(主たる停泊港　長崎)
九　呼出符号及び呼出名称　JIRV　だいいちまるにまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二　一、五〇〇kc　一、五八〇kc　一、六二〇kc　一、九三〇kc　五、五七〇kc　水晶発振　A二　リップル変調　終段抑制格子変調　A一、A二　五〇〇W
A三　A三　変調　A三　二〇〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千九百二十一号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十一月五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次
一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年六月二十三日　第八一一五号
二　免許人の名称　金城漁業株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　釧路、稚内各漁業用海岸局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年六月二十二日
八　設置場所　第二十二金城丸(主たる停泊港　釧路)
九　呼出名称　だいにじゅうにきんじょうまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　一、六二〇kc　水晶発振　終段抑制格子変調　五W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千九百二十二号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十一月五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次
一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年五月十五日　第七四五四号
二　免許人の氏名　新妻春次
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　小名浜漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年五月十四日
八　設置場所　第一善宝寺丸(主たる停泊港　四ッ倉)
九　呼出名称　だいいちぜんぽうじまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　一、六二〇kc　一、九五五kc　二、五四五kc　二、六五〇kc　水晶発振　終段抑制格子変調　一五W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉大蔵省告示第千六百十六号
ドイツ財産管理令(昭和二十五年政令第二百五十二号)第三條第一項の規定により、昭和二十六年十月十七日付をもつて、ドイツ財産でなくなる財産として、左の財産を指定した。
昭和二十六年十一月五日　大蔵大臣　池田　勇人

財産の種類	金額	所在地	預金名義人
別段預金	二五、五二三円	八十二銀行軽井沢支店	エソメウ・カルシュ

◉大蔵省告示第千六百十七号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、神戸銀行第十五回幸運定期預金の細目等を次のように定める。
昭和二十六年十一月五日　大蔵大臣　池田　勇人
一　名称　神戸銀行第十五回幸運定期預金
二　(一)契約期間　六月
(二)預入金額　一口千円
(三)利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十六年十一月七日から同二十七年一月五日まで。
四　割増金
(一)月組、星組とも預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権二万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、幸運賞は、一等のうちから定める。

等級	割増金当せんの数
幸運賞	三、〇〇〇円　一本
一等	一、〇〇〇円　九
二等	五〇〇円　四〇
三等	一〇〇円　四〇〇
四等	二〇〇円　二〇〇
五等	一〇〇円　二〇〇
六等	二四　一七七、五五〇
計	一八　二〇〇、〇〇〇

(二)星組

等級	割増金当せんの数
幸運賞	五〇、〇〇〇円　一本
一等	五〇、〇〇〇　九
二等	一、〇〇〇　二〇
三等	五〇〇　二〇〇
四等	八五　四、〇〇〇
五等	三〇　四〇〇
六等	二〇　一五、七七〇
計	二〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年一月十七日
六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年一月二十六日
七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この預金証書の印紙税証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千六百十八号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、第十四回大和定期預金の細目等を次のように定める。
昭和二十六年十一月五日　大蔵大臣　池田　勇人

一 名称 第十四回大和定期預金

二 條件
(一)契約期間 六月
(二)預入金額 一口千円
(三)利息 付けない。
三 取扱の時期 昭和二十六年十一月九日から同二十七年一月八日まで。
四 割増金

等級	割増金	当せんの数
特賞	五〇〇、〇〇〇円	一本
一等	五〇、〇〇〇	九
二等	一、〇〇〇	一六〇
三等	五〇〇	八〇〇
四等	一五〇	二、四〇〇
五等	三〇	一六〇、〇〇〇
六等	二〇	六三六、六三〇
宝船賞	一〇、〇〇〇	一〇
計		八〇〇、〇一〇

五 抽せん期日 昭和二十七年一月十七日
六 割増金の支拂開始期日 昭和二十七年一月二十四日
七 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千六百十九号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條の規定により、東海銀行第十三回割増金附ミリオン定期預金の細目を定める告示(昭和二十六年九月大蔵省告示第千二百六十三号)の一部を次のように改める。
昭和二十六年十一月五日
大蔵大臣 池田 勇人
五 抽せん期日中「昭和二十六年十一月十三日」を「昭和二十六年十一月九日」に改める。

◉大蔵省告示第千六百二十号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、愛知県第九回愛農定期貯金の細目等を次のように定める。
昭和二十六年十一月五日
大蔵大臣 池田 勇人
一 名称 愛知県第九回愛農定期貯金
二 條件
(一)契約期間 六月
(二)預入金額 一口千円
(三)利息 付けない。
三 取扱の時期 昭和二十六年十一月十日から同二十七年一月九日まで。
四 割増金

等級	割増金	当せんの数
特賞	三〇、〇〇〇円	一本
一等	三〇〇〇	九
二等	三〇〇	九〇
三等	一〇〇	五〇〇
四等	三二	五、〇〇〇
五等	二〇	三九四、四〇〇
計		五〇〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年一月十八日
六 割増金の支拂開始期日 昭和二十七年一月二十八日
七 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千六百二十一号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、高梁信用組合割増金附第四回平和定期貯金の細目等を次のように定める。
昭和二十六年十一月五日
大蔵大臣 池田 勇人
一 名称 高梁信用組合割増金附第四回平和定期貯金
二 條件
(一)契約期間 六月
(二)預入金額 一口千円
(三)利息 付けない。
三 取扱の時期 昭和二十六年十一月十日から同年十二月三十一日まで。
四 割増金

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	三
二等	二〇〇	六
三等	五〇	九〇
四等	三〇	三〇〇
五等	一八	二、六〇〇
計		三、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年一月十日
六 割増金の支拂開始期日 昭和二十七年一月二十八日
七 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千六百二十二号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、仮田信用組合第十三回割増金附ニコニコ定期貯金の細目等を次のように定める。
昭和二十六年十一月五日
大蔵大臣 池田 勇人
一 名称 仮田信用組合第十三回割増金附ニコニコ定期貯金
二 條件
(一)契約期間 六月
(二)預入金額 一口千円
(三)利息 付けない。
三 取扱の時期 昭和二十六年十一月十日から同二十七年一月九日まで。
四 割増金

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	一〇
二等	五〇〇	一〇
三等	一〇〇	五〇
四等	三五	五〇〇
五等	一七	四、四二九
計		五、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年一月二十五日
六 割増金の支拂開始期日 昭和二十七年一月二十五日
七 貯金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千六百二十三号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、山口県農協第四回稔り定期貯金の細目等を次のように定める。
昭和二十六年十一月五日
大蔵大臣 池田 勇人
一 名称 山口県農協第四回稔り定期貯金
二 條件
(一)契約期間 六月
(二)預入金額 一年
黄金組 一口千円
白銀組 一口五百円
(三)利息 付けない。
三 取扱の時期 昭和二十六年十一月十日から同二十七年一月十日まで。
四 割増金
黄金組、白銀組とも預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

(一)黄金組

等級	割増金	当せんの数
一等	三、〇〇〇円	一本
二等	五〇〇	一
三等	一〇〇	一〇
四等	五〇	二〇
五等	二〇	九六八
計		一、〇〇〇

(二)白銀組

等級	割増金	当せんの数
一等	三、〇〇〇円	一本
二等	五〇〇	一
三等	一〇〇	一〇

四等	五〇	二〇
五等	二四	九六八
計		一、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年一月二十五日
六 割増金の支拂開始期日 昭和二十七年二月一日
七 貯金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉文部省告示第五十八号
指定施設等の使用制限に関する件(昭和二十二年商工、文部、農林、運輸、厚生省令第一号)第一條に規定する届出に関する手続を次のように定める。
昭和二十六年十一月五日
文部大臣 天野 貞祐

第一條 指定施設等の使用制限に関する件(昭和二十二年商工、文部、農林、運輸、厚生省令第一号。以下「省令」という。)第一條第三項の届出をしようとする者は、様式第一による届書を、当該一般施設を使用しようとする場所を管轄する都道府県知事を経由して、文部大臣に提出しなければならない。

第二條 省令第一條第四項の届出をしようとする者は、様式第二による届書を、当該一般機器を使用しようとする場所を管轄する都道府県知事を経由して、文部大臣に提出しなければならない。

第三條 一般施設又は一般機器を借り受けた者が当該一般施設又は一般機器について前二條に規定する届書を提出しようとするときは、様式第三による当該一般施設又は一般機器の所有者の承諾書を、当該届書に添付しなければならない。

第四條 前各條に規定する届書又は承諾書は、それぞれ四通とし、別に文部大臣が定める様式による英訳文六通を添付するものとする。

様式第一
一般施設用途変更届
年 月 日
届出者の住所
届出者の氏名又は名称 ㊞
文部大臣 殿
一 当該一般施設の名称及び登録番号
二 当該一般施設の所在地
三 当該一般施設の指定区分
四 当該一般施設の用途変更計画

様式第二
一般機器使用届
年 月 日
届出者の住所
届出者の氏名又は名称 ㊞
文部大臣 殿
一 当該一般機器を使用しようとする者の名称、登録番号(指定施設でない場合は、「非指定」と記入すること。)及び所在地
二 当該一般機器の台数
三 当該一般機器の属する一般施設の名称、登録番号、指定区分及び所在地
四 当該一般機器を現在保有する者の名称、登録番号(指定施設でない場合は、「非指定」と記入すること。)及び所在地並びに当該保有者が保有する当該一般機器の台数
五 当該一般機器を使用しようとする用途(生産に使用しようとするときは、生産品目)
六 使用開始の予定日
(注) 二については、様式第四による明細表を添付すること。

様式第三
承諾書
年 月 日
所有者の住所
所有者の氏名又は名称 ㊞
殿
文部大臣
○○研究所(登録番号○○)に属する別紙記載の物件を○○が○○において使用することを承諾する。
(注) 別紙として様式第四による明細表を添付すること。

様式第四
明細表

一連番号	名称	形式、寸法及び能力	登録番号	休止の別	評価の別	台数	評価調書頁数	備考
1								
2								
3								
、								
、								

◉文化財保護委員会告示第四号
文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第二十七條第一項の規定により、昭和二十六年九月二十二日付をもつて、左表に掲げる文化財を重要文化財に指定した。
昭和二十六年十一月五日
文化財保護委員会委員長 高橋誠一郎

建造物の部

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
旧因州池田屋敷表門	一棟	両番所附門、唐破風造、総本瓦葺	入母屋造、両番所附国(大蔵省所管)		東京都港区高輪西台町
彦根城天守、附櫓及び多聞櫓	一棟	天守、玄関附、本瓦葺、附櫓及び多聞櫓、瓦葺	三重三階、地下階段室・各一重櫓、本	彦根市	滋賀県彦根市金亀町
彦根城太鼓門及び続櫓	一棟	太鼓門、一重櫓、本瓦葺、続櫓、一重櫓、本瓦葺	一重櫓門、本瓦葺	彦根市	滋賀県彦根市金亀町
彦根城天秤櫓	一棟	中央部一重櫓門、両端二重二階隅櫓、両隅櫓背面続櫓、各本瓦葺	一重櫓門、両端二重二階	彦根市	滋賀県彦根市金亀町
彦根城西の丸三重櫓及び続櫓	一棟	三重櫓、三重三階櫓、本瓦葺、東北及び東南続櫓、各一重櫓、本瓦葺	三重櫓、本瓦葺	彦根市	滋賀県彦根市金亀町
彦根城二の丸多聞櫓	一棟	短折一重櫓、東南端二重二階櫓、各本瓦葺	東南端二重二階	彦根市	滋賀県彦根市金亀町

◉厚生省告示第二百四十一号
児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第十三條第一項第一号に規定する保母を養成する学校として次のものを指定した。
昭和二十六年十一月五日
厚生大臣 橋本 龍伍

名称	位置
西南学院大学短期大学部児童教育科	福岡市鳥飼町六ノ五〇一

◉厚生省告示第二百四十二号
社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第十八條第二号の規定による講習会として昭和二十六年十月二十日次のものを指定した。
昭和二十六年十一月五日
厚生大臣 橋本 龍伍
一、名称 福井県社会福祉主事資格認定講習会
一、主催 福井県

一、期間 昭和二十六年十月から昭和二十七年三月まで

◉厚生省告示第二百四十三号
社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第十八條第二号の規定による講習会として昭和二十六年十月二十日次のものを指定した。
昭和二十六年十一月五日
厚生大臣 橋本 龍伍
一、名称 静岡県社会福祉主事資格認定講習会
一、主催 静岡県
一、期間 昭和二十六年十月から同年十二月まで

◉厚生省告示第二百四十四号
昭和二十六年九月厚生省告示第百八十三号(社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第七十五條の規定による昭和二十六年度共同募金の実施期間を定める件)中実施期間の次に次の但書を加える。
昭和二十六年十一月五日
厚生大臣 橋本 龍伍
但し、島根県、山口県、徳島県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県においては昭和二十六年十月一日から同年十二月三十日までとする。

◉農林省告示第三百八十三号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五條の規定により、次の森林を保安林に指定する。
昭和二十六年十一月五日
農林大臣 根本龍太郎

群馬県勢多郡宮城村大字赤城山字堰久保一八七六から一八八二まで、字赤芝二一一七から二一一九まで、二一二三、

昭26.11.5. 第7448号

二一三二、二一三四、二一三五、二一三六、二一三七、二一四九、二一五〇、字薄ノ口二〇四一、二〇四二、二〇四三ノ一、二〇四三ノ二、二〇四九、二〇五〇から二〇八三まで、二〇八五、二〇八六、二〇八八、二〇八九、二〇九〇、二〇九八ノ一、二〇九八ノ二、二〇九九ノ一、二〇九九ノ二、二一〇二、二一〇三、二一〇四、字相吉一六一六、一六一七、一六一八、一六一九ノ一、一六一九ノ二、一六二〇、一六二一、一六二二ノ一、一六二三ノ二、一六二三ノ一、一六三三ノ二、一六三四から一六三六まで、一六三八、一六三九、一六四〇、一六四一、一六四二ノ一、一六四二ノ二、一六四三から一六五〇まで、一七五九から一七七五まで、字大倉一五八三から一六一五まで、字大穴一四八九から一五〇五まで、一四八八ノ一、一四八八ノ二、一四八八ノ三、一四八八ノ四、一四八八ノ五、一四八七ノ二、一四八七ノ三、一四八七ノ四、一四八七ノ五、一四八七ノ六、一四八六まで、一四五〇から一四六一まで、一四六二ノ一、一四六二ノ二、一四六三から一四七二まで、字小麦沢一二四一から一二六三まで、字殿林一二五、一二七から一四八まで、字柩石一二六五ノ一、一二六五ノ二、一二六六、一二六七、一二七〇から一二七六まで、一二七七ノ一、一二七七ノ二、一二七七ノ三、一二七八から一二八〇六まで、甘藥郡西牧村大字西野牧字上野入日向乙四三九五ノ二、丙四三九五ノ二、甲四三九六ノ二、四三九六ノ三、四三九六ノ四、甲四三九六ノ五、甲四三九六ノ六、甲四三九六ノ七、四三九六ノ八、四三九六ノ九、四三九六ノ一〇、四三九六ノ一一、四三九六ノ一二、四三九七ノ一、四三九七ノ二、四三九七ノ三、四三九七ノ四、四三九七ノ五、四三九七ノ六、四三九七ノ七、四三九七ノ八、四三九八ノ一、四三九八ノ二、四三九八ノ三、四三九八ノ四、四三九九、字石馬草乙一五九九九一、一五九九九二、一五九九九三、一五九九九四、一五九九九五、一五九九九六、一五九九九七、甲一五九九九八、一五九九九九、一六〇〇〇、一六〇〇一、一六〇〇二、乙一六〇〇二、一六〇〇三、一六〇〇四、甲一六〇〇五、一六〇〇五ノ二、一六〇〇五ノ三、一六〇〇六、一六〇〇八ノ一、一六〇〇八ノ二、一六〇〇八ノ三、一六〇〇九、一六〇一〇、甲一六〇一一、乙一六〇一二、一六〇一三、一六〇一四、一六〇一五、一六〇一六から一六〇二一まで、大字南野牧字南物見甲一〇六五三ノ一（但し、台帳三一一町四反二畝一九歩の内見込六九町）、大字西野牧字厚沢一五八七七、字峠下四四六一から四四七二まで、甲四四七三、乙四四七三、四四七四、四四七五、四四七六、四四七七、四四七八、四四七九ノ一、四四七九ノ二、四四七九ノ三、四四八一、四四八二、甲四四八三、乙四四八三、甲四四八四、乙四四八四、四四八六ノ二、四四八六ノ三、四四八七、四四八八、字北川原畑四四九一、四四九二から四四九六まで、甲四四九七、乙四四九七、甲四四九八、乙四四九八、甲四四九九、乙四四九九、四五〇〇から四五〇六まで、乙四五〇七ノ一、四五〇七ノ二、四五〇八ノ一、四五〇八ノ二、四五〇九、四五一一、四五一二ノ一、四五一二ノ二、四五一三ノ一、四五一三ノ二、四五一四、乙四五一四、四五一五ノ一、四五一五ノ二、四五一六ノ一、四五一六ノ二、妙義町大字菅原字南川後石乙二一一二、丙二一一二、丁二一一二、戊二一一二七、甲二一二八、甲二一三三、乙二一三三ノ一、甲二一三三、乙二一三三、丙二一三三、字嬉子山二二一二、字大桁山二八三六ノ二、碓氷郡鳥淵村大字川浦字高芝二七ノ四、二七ノ九

八ノ一、四三九八ノ二、四三九八ノ三、四三九八ノ四、四三九九、字石馬草乙一五九九九一、一五九九九二、一五九九九三、一五九九九四、一五九九九五、一五九九九六、一五九九九七、甲一五九九九八、一五九九九九、一六〇〇〇、一六〇〇一、一六〇〇二、乙一六〇〇二、一六〇〇三、一六〇〇四、甲一六〇〇五、一六〇〇五ノ二、一六〇〇五ノ三、一六〇〇六、一六〇〇八ノ一、一六〇〇八ノ二、一六〇〇八ノ三、一六〇一〇、甲一六〇一一、乙一六〇一二、一六〇一三、一六〇一四、一六〇一五から一六〇二一まで、大字南物見甲一〇六五三ノ一（但し、台帳三一一町四反二畝一九歩の内見込六九町）、大字西野牧字厚沢一五八七七、字峠下四四六一から四四七二まで、甲四四七三、乙四四七三、四四七四、四四七五、四四七六、四四七七、四四七八、四四七九ノ一、四四七九ノ二、四四七九ノ三、四四八一、四四八二、甲四四八三、乙四四八三、甲四四八四、乙四四八四、四四八六ノ二、四四八六ノ三、四四八七、四四八八、字北川原畑四四九一、四四九二から四四九六まで、甲四四九七、乙四四九七、甲四四九八、乙四四九八、甲四四九九、乙四四九九、四五〇〇から四五〇六まで、乙四五〇七ノ一、四五〇七ノ二、四五〇八ノ一、四五〇八ノ二、四五〇九、四五一一、四五一二ノ一、四五一二ノ二、四五一三ノ一、四五一三ノ二、四五一四、乙四五一四、四五一五ノ一、四五一五ノ二、四五一六ノ一、四五一六ノ二、妙義町大字菅原字南川後石乙二一一二、丙二一一二、丁二一一二、戊二一一二七、甲二一二八、甲二一三三、乙二一三三ノ一、甲二一三三、乙二一三三、丙二一三三、字嬉子山二二一二、字大桁山二八三六ノ二、碓氷郡鳥淵村大字川浦字高芝二七ノ四、二七ノ九

以上水源かん養のため必要と認めるもの

勢多郡宮城村大字赤城山字大師沢二二一〇七から二二四三まで、字上十二二一〇七から二二三三まで、字流沢並木八五から九五まで、一〇〇から一〇七まで、一〇九、一一〇、一一一、一一三、一一四、一一五、一一七、一二〇から一二五まで、一ノ二、八三、粕川村大字赤城山字大林一五二ノ一、一五一、一五一ノ二、一六五から一六九まで、一九五ノ二、二〇八、二〇九、二一〇、二二二、字井之口二四六、二二〇、二七五、二七六、二八二、二八三、三三九、三四〇、三四一、三四六、四七、三五〇、三五六、字螺沢四九から四九九まで、五〇一から五〇六まで、五一二から五一四まで、五一六から五一三、五一五、五二六、五二八から五二一まで、五三四、五三五、五三八、五四一、五四三、五四四、五四五、五五七から五六一まで、五六二ノ一、五六二ノ二、五六二ノ三、五六二ノ四、字猿四四九から四五四まで、四五六から四五九まで、四六七から四七四まで、四七八から四八四まで、四八七から四九二まで、四八五、字御殿三五七、三五八、三六九、三七〇、四三一、四三三、四四六、四四七、四四八、甘藥郡西牧村大字西牧野字大久保甲四四一、四四一ノ一、四四一ノ二、四四一ノ三、四四二ノ一、四四二ノ二、四四二ノ三、四四二ノ四、四四二ノ五、四四三ノ一、四四三ノ二、四四三ノ三、四四三ノ四、四四三ノ五、四四三ノ六、四四三ノ七、甲四四三ノ八、甲四四三ノ九、甲四四三ノ一〇、甲四四三ノ一一、甲四四三ノ一二、乙四四三ノ一、乙四四三ノ二、乙四四三ノ三、乙四四三ノ四、乙四四三ノ五、乙四四三ノ六、乙四四三ノ七、乙四四三ノ八、乙四四三ノ九、乙四四三ノ一〇、乙四四三ノ一一、乙四四三ノ一二、乙四四三ノ一三、乙四四三ノ一四、乙四四三ノ一五、乙四四三ノ一六、乙四四三ノ一七、乙四四三ノ一八、乙四四三ノ一九、乙四四三ノ二〇、乙四四三ノ二一、乙四四三ノ二二、乙四四三ノ二三、乙四四三ノ二四、乙四四三ノ二五、乙四四三ノ二六、乙四四三ノ二七、乙四四三ノ二八、乙四四三ノ二九、乙四四三ノ三〇、乙四四三ノ三一、乙四四三ノ三二、乙四四三ノ三三、乙四四三ノ三四、乙四四三ノ三五、四四三ノ三六、四四三ノ三七、四四三ノ三八、大字南野牧字南

帳一町七反三畝三歩の内見込一町）、四一三、黒保根村大字宿廻字桐久保一五六六ノ一（但し、台帳八反二畝の内見込五畝）、一五七六、一五七八ノ一、一五七八ノ二、一五七九、一五八〇ノ一、一五八〇ノ二、字畑一六二三ノ四（但し、台帳三反九畝八歩の内見込四畝一五歩）、一六二三ノ五、一六二三ノ六、一六二三ノ七、一六二三ノ九、一六二六ノ一、東村大字荻原字大峯五一七から五二一まで、字立山五二一、甲五二三、乙五二三、五二四、五二五、字立岩五二六、五三五、五三六、多野郡日野村大字下日野字鋤沢甲三三三ノ一（但し、台帳六反一畝五歩の内見込三反）、美原村大字保美濃山字坂元頭一四三四、字上平二一五二、二一五三、乙二一五六、二一五七、上野村大字新羽字宮ノ沢九七四、甲九六五、乙九七五、甲九七六、甲九八一、甘藥郡西牧村大字南野牧字北物見一〇六七〇（但し、台帳二八町九畝二四歩の内見込五町）、大字西野牧字草子平五二三四、字場良原一一四一三、甲一一四一四、一一四一五、字萱倉一一五六六、一一五六八、一一五七〇、字下南窪甲一二三七一、乙一二三七一、丙一二三七一、丁一二三七一、戊一二三七一、一二三七二、甲一二三八〇、字大塩川一二七四一、字瓜平一二九八九一、乙一二九八九八から一三〇〇六まで、一三〇〇七ノ一、一三〇〇七ノ二、一三〇〇八から一三〇一三まで、一三〇一五から一三〇一九まで、一三〇二一、一三〇二二、甲一三〇二三、乙一三〇二四、一三〇二五、一三〇二六、字西大平一三〇二七、一三〇二八、一三〇二九、字潤成一三〇三一、一三〇三二、一三〇三三、一三〇三四、一三〇三五、一三〇三六、一三〇三七、一三〇三八ノ一、一三〇三八ノ二、一三〇三九、一三〇三九ノ一、一三〇三九ノ二、字西新屋甲一三五四九、甲一三五五三ノ一、一三五七一から一三五七四まで、字小塩沢入一三八七六、一三八七七ノ一、一三八七七ノ二、一三八七八、一三八七九、一三八八一、一三八八二、一三八八三、一三八八四、字西桑原一四八二七ノ一、一四八二八ノ一、字川端一六〇八二、一六〇八三、一六〇八四、甲一六〇八五、乙一六〇八五、一六〇八六、一六〇八七ノ一、甲一六〇八七ノ二、甲一六〇八八、一六〇八九、一六一〇九、一六一〇、一六一二四ノ一、一六一二五ノ一、妙義町大字菅原字打越乙六九二（但し、台帳二反二畝二一歩の内見込一反二畝）、乙八五四、甲八五五、乙八五五、字中宿内九三二、字町一三一三ノ六、乙一三一三ノ一（但し、台帳一町一畝一五歩の内見込九反七畝一九歩）、丙一四二二、字南川後石乙一九五四、秋畑村字西々瀬三五六一甲ノ一（但し、台帳六反七畝一歩の内見込三反三畝一五歩）、三五七三、三五七四、字伏鹿乙三五九八、乙三五九九ノ一、乙三六〇一、三九〇四ノ六、三九〇四ノ八、碓氷郡秋間村大字下秋間字広田四二五二、後閑村大字上後閑字板沢五〇二ノ五、甲五〇二ノ一（但し、台帳二町四反一四歩の内見込一町二反）、字柿平二六〇四、二六〇五、二六〇八、吾妻郡長野原町大字応桑字作平一六一〇ノ一、字焙烙平二〇三二ノ二〇ノ一（但し、台帳九九町八反三畝二歩の内見込二〇町）、利根郡桃野村大字下津字沼田一六〇三ノ一（但し、台帳一反七畝二歩の内見込八畝）、一六〇四、字前原二一六九ノ一（但し、台帳一反九畝六歩の内見込八畝）、二一六九ノ二、二一七二、字内野三一三五八（但し、台帳一反一畝二七歩の内見込一畝一〇歩の内見込二畝）、三三六〇（但し、台帳六畝二〇歩の内見込一畝二〇歩）、三三六一、三三六六（但し、台帳一反一〇歩の内見込五畝）、新治村大字羽場字中島甲三〇五（但し、台帳一畝一五歩の内見込二〇歩）、乙三〇五、丙三〇六、三三七（但し、台帳二畝二五歩の内見込二八歩）、三三八（但し、台帳一畝二七歩の内見込二五歩）、甲三三九（但し、台

帳五畝六歩の内見込一畝）、乙三三九（但し、台帳二畝一〇歩の内見込一畝）、字伊賀野一五四四（但し、台帳三反九畝二六歩）、一七〇八（但し、台帳九畝九歩の内見込一畝二〇歩）、一七〇九、一七一〇（但し、台帳一五歩の内見込七歩）、字藤塚二四二二、二四二三、二四二四、大字猿ケ京字高梨一五四九（但し、台帳八畝一歩の内見込一畝）、一五五一（但し、台帳二畝三歩の内見込一畝二五歩）、一五五八（但し、台帳二畝二三歩の内見込一畝）、一五五九（但し、台帳五畝一五歩の内見込二畝）、一五六〇、一五六一ノ一（但し、台帳四畝の内見込一畝）、一五六一ノ二、一五六二（但し、台帳三畝七歩の内見込二五歩）、一五六三（但し、台帳三畝一九歩の内見込一畝）、一五七八（但し、台帳一反一九歩の内見込五畝）、一五七九（但し、台帳二畝二五歩の内見込一畝一五歩）、一五八〇（但し、台帳六畝一八歩の内見込一畝）、一五八一（但し、台帳五畝一三歩の内見込一畝）、一五八二、一五八三（但し、台帳二畝五歩の内見込五歩）、一五八四（但し、台帳一反五畝）、一五八五（但し、台帳一反六畝）、一五八六（但し、台帳一反九畝一六歩の内見込一反四畝一六歩）、一五八七ノ一（但し、台帳一反一畝一六歩の内見込一反二畝）、一五八七ノ二、一五八八、字地獄谷二七〇九ノ一（但し、台帳八反一畝一五歩の内見込三反二畝）以上土砂崩壊防備のため必要と認めるもの

◎郵政省告示第四百四十号

郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第十三條第四項の規定に基き、昭和二十六年九月一日から次の郵便局を移転した。

昭和二十六年十一月五日　郵政大臣　佐藤　栄作

名称	現在位置	移転位置
肥前池野郵便局	佐世保市大字田原免	佐世保市大字大野田原免

◎郵政省告示第四百四十一号

郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第十三條第四項の規定に基き、昭和二十六年十一月一日から次の郵便局分室を設置した。

昭和二十六年十一月五日　郵政大臣　佐藤　栄作

名称	位置	取扱事務
東京中央郵便局人ケ関事務所ビル内分室	東京都千代田区霞ヶ関一丁目人事院ビル内	郵便、為替貯金及び保険年金。但し、郵便物集配事務を取り扱わない。

◎郵政省告示第四百四十二号

郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第十三條第四項の規定に基き、昭和二十六年十月三十一日限り、次の郵便局分室を廃止した。

昭和二十六年十一月五日　郵政大臣　佐藤　栄作

名称	位置
赤坂郵便局青山分室	東京都港区赤坂青山南町四丁目

◎郵政省告示第四百四十三号

簡易郵便局規則（昭和二十四年郵政省令第七号）第六條の規定に基き、昭和二十六年十月二十四日限り次の簡易郵便局を一時閉鎖した。但し、その局で取り扱った事務は下記郵便局が引きついだ。

昭和二十六年十一月五日　郵政大臣　佐藤　栄作

名称	位置	引きつぎ局
奥野田簡易郵便局	山梨県東山梨郡奥野田村	塩山郵便局
下大津簡易郵便局	茨城県新治郡下大津村	美並郵便局

◎郵政省告示第四百四十四号

郵便規則（昭和二十二年逓信省令第三十四号）第三條及び外国郵便規則（昭和二十五年郵政省令第十三号）第五條の規定に基き、昭和二十六年五月郵政省告示第百九十一号による小型記念通信日附印を次のように使用する。

昭和二十六年十一月五日　郵政大臣　佐藤　栄作

名称	使用局	使用期間
新潟県六日町郵便局 形式		昭和二十六年十一月六日から十一月十二日まで
愛知県名古屋東郵便局		同　昭和二十六年十一月七日から十一月十二日まで

名称	使用局	使用期間
大阪府堺郵便局		昭和二十六年十一月八日から十一月十二日まで
静岡県磐田郵便局		同
神奈川県鎌倉郵便局		昭和二十六年十一月十日から十一月十二日まで
山口県柳井郵便局		同
福島県小名浜郵便局		昭和二十六年十一月十七日から十一月二十五日まで
		同

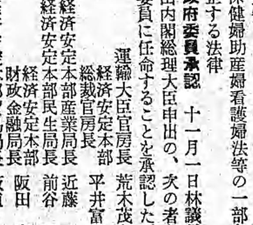

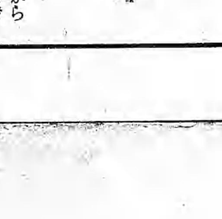

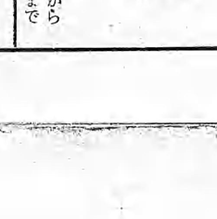

国会事項

○衆議院

◎法律公布奏上及通知　十一月一日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

保健婦助産婦看護婦法等の一部を改正する法律

◎政府委員承認　十一月一日林議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

運輸大臣官房長　荒木茂久二
経済安定本部総裁官房長　平井富三郎
経済安定本部産業局長　近藤　止文
経済安定本部民生局長　前谷　重夫
経済安定本部財政金融局長　阪田　泰二
経済安定本部貿易局長　板垣　修

◉**議案提出** 十一月一日内閣から提出した議案は次の通りである。
昭和二十六年度における国家公務員に対する年末手当の額の特例に関する法律案
外務省設置法案

◉**議案送付** 十一月一日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。
診療所における同一患者の收容時間の制限に関する医療法の特例に関する法律案
又同日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
所得税法の臨時特例に関する法律案
法人税法の一部を改正する法律案

◉**議案通知** 十一月一日参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。
保健婦助産婦看護婦法等の一部を改正する法律案

○参議院

◉**議事日程** 十一月二日の議事日程は左の通り。
議事日程 第十二号
昭和二十六年十一月二日（金曜日）
午前十時開議
第一 未復員者給與法等の一部を改正する法律案（長島銀蔵外十八名発議）（委員長報告）
第二 日本国憲法第八條の規定による議決案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

◉**議案提出** 十月三十一日議員から左の議案を提出した。
未復員者給與法等の一部を改正する法律案（長島銀蔵外十八名発議）
◉**議案受領（予備審査）** 十月三十一日内閣から左の議案が送付された。
地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、検疫所の支所及び出張所の設置に関し承認を求めるの件

◉**議案付託** 十月三十一日議長は、左の議員提出案を委員会に付託した。
未復員者給與法等の一部を改正する法律案（長島銀蔵外十八名発議）（参第二号）
○**議案付託（予備審査）** 十月三十一日議長は、左の内閣送付案を委員会に付託した。
地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、検疫所の支所及び出張所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第一号） 厚生委員会に付託
公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件（閣議第二号） 大蔵委員会に付託
在外公館等借入金の返済の実施に関する特別勘定に付託
在外同胞引揚問題に関する特別委員会に付託

○**議決通知** 十月三十一日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
電信電話料金法の一部を改正する法律案
郵便法の一部を改正する法律案
郵便為替法の一部を改正する法律案
国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

○**通知書受領** 十月三十一日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
電信電話料金法の一部を改正する法律
郵便法の一部を改正する法律
郵便為替法の一部を改正する法律
国有鉄道運賃法の一部を改正する法律

○**質問主意書提出** 十月三十日議員から左の質問主意書を提出した。
漁業経営合理化の促進に関する質問主意書（青山正一提出）
水産基本政策に関する質問主意書（青山正一提出）

叙任及び辞令

○**内閣**

◉昭和二十六年十月二日
正五位 増野 実
従四位に叙する
◉昭和二十六年十月三日
尾山 三郎
田中 清文
（各通）
正六位に叙する
◉昭和二十六年十月五日
徳田 昻平
正五位に叙する
故文部教官正五位 増野 実
特旨を以て位一級追陞せられる
故 尾山 三郎
同 田中 清文
同 徳田 昻平
（以上特旨を以て位記を追賜せられる 十月三十一日）

○**総理府**

◉昭和二十六年十一月一日
大蔵事務官 大平 正芳
大蔵大臣秘書官に任命する
二級に叙する
総理府事務官 高橋 福治
（各通）
十級二号俸を給する（十月一日）
外務事務官兼総理府事務官 木村四郎七
兼官を免ずる（十月二十日）
経済安定事務官 平井富三郎
社会保障制度審議会委員を命ずる（十一月一日）

○**北海道開発庁**

総理府技官 佐々木忠治
（各通）
同 長谷川武夫
願に依り本官を免ずる（九月三十日）
総理府事務官 松下 武雄
同 篠田忠五郎
同 金丸 寅雄
同 青山 功
同 沖田 徳一
同 伊藤 正文
総理府技官 吉田 義輝
同 土倉 茂
同 大坊 吉則
同 三宅 知義
同 大矢 三郎
同 造田 貢
同 相沢 佳郎
同 塚田 工
北海道へ出向を命ずる（十月一日）
同 河津 伝治
願に依り本官を免ずる（十月三十一日）

○**法務府**

特別審査局監査第二課長補佐検事 木戸 光男
特別審査局監査第三課長補佐に充てる（十月十一日）
横浜地方検察庁検事 相良 春雄
横浜地方検察庁小田原支部勤務を免ずる
静岡地方検察庁検事 田村 喜作
横浜地方検察庁検事に補する
横浜地方検察庁小田原支部勤務を命ずる
静岡地方検察庁小田原支部長を命ずる
静岡地方検察庁検事 田上 輝彦
静岡地方検察庁沼津支部長を命ずる
横浜地方検察庁検事 非川 正夫
静岡地方検察庁検事に補する
静岡地方検察庁沼津支部勤務を命ずる（以上十月二十六日）
旭川地方検察庁検事 吉住 信百
名古屋地方検察庁検事に補する
名古屋地方検察庁岡崎支部勤務を命ずる
札幌地方検察庁検事 堂ノ本 武
旭川地方検察庁検事に補する（以上十月三十日）
検事 角南 瑞穂
願に依り本官を免ずる
名古屋区検察庁副検事 内山 隆治
岡崎区検察庁副検事兼名古屋区検察庁副検事 近藤 富義
本職を免じ名古屋区検察庁副検事に専補する
名古屋区検察庁副検事 阪野 繁男
犬山区検察庁副検事兼一宮区検察庁副検事に補する（以上十月三十一日）

○**文部省**

◉昭和二十六年四月一日
経済安定技官 安芸 皎一
（各通）
通商産業技官 後藤 以紀
文部技官 関野 克
文部教官に兼ねて任命する
◉昭和二十六年六月二十五日
笠井 民蔵
文部教官に任命する
◉昭和二十六年九月三日
渡辺 厳一
（各通）
末光喜代三
水津 謙二
文部教官に任命する
◉昭和二十六年九月十六日
木下 保
文部教官に任命する

文部教官 安芸 皎一
（各通）
同 後藤 以紀
同 関野 克
同 広瀬 秀雄
東京大学教授に補する
同 紹野 義夫
兼ねて金沢大学金沢高等師範学校教授に補する
同 内海 巌
兼ねて広島大学広島高等師範学校教授に補する（以上四月一日）
同 笠井 民蔵
大阪大学医学部附属看護学校講師に補する（六月二十五日）
同 小堀 勉
兼ねて名古屋大学岡崎高等師範学校教授に補する（八月十六日）
同 鈴木 坦
横浜国立大学教授に補する

同 関 節四郎
大阪大学教授に補する（以上九月一日）
同 渡辺 厳一
新潟大学新潟医科大学助教授に補する
同 末光喜代三
（各通）
同 水津 謙二
京都大学講師に補する（以上九月三日）
同 山中 康雄
兼ねて九州大学教授に補する（九月十五日）
同 布施 為松
信州大学松本医科大学助教授に補する
同 金原 信郎
信州大学松本医科大学講師に補する
同 木下 保
広島大学教授に補する（以上九月十六日）
同 斎藤 宗壽
（各通）
同 折茂 英吉
同 伊藤 秀夫
同 光安 万夫
願により本官を免ずる（九月三十日）
同 渡辺善治郎
秋田大学講師に補する
同 高橋 年次
茨城大学助教授に補する
同 中垣 正幸
東京大学講師に補する
同 大淵 重敬
東京医科歯科大学教授に補する
同 大江ケイ子
（各通）
同 平出 終布
東京医科歯科大学講師に補する
同 広瀬 弘
岐阜大学講師に補する（以上十月一日）

○**労働省**

◉昭和二十六年十一月一日
地方事務官 富田 幸雄
（各通）
同 兒玉 壽雄
労働事務官に任命する
労働基準監督官 十時 俊雄
八幡労働基準監督署勤務を命ずる（七月二十六日）
同 山本 忠一
国家公務員法第七十九條第一号により休職を命ずる（十月十一日）
同 吉田 重信
願により本官を免ずる（十月十五日）
同 若土 信義
国家公務員法第七十九條第二号により休職を命ずる（十月十九日）
労働事務官 富田 幸雄
十一級六号俸を給する
職業安定局庶務課勤務を命ずる
中央職業安定監察官を命ずる
同 兒玉 壽雄
十一級四号俸を給する
職業安定局失業保険課勤務を命ずる
失業保険審査官を命ずる
労働基準監督官 野村 秀男
石川労働基準局監督課勤務を命ずる
同 天池 健彦
大聖寺労働基準監督署長事務代理を命ずる
労働事務官 木内 良雄
長野労働基準局労災補償課勤務を命ずる
労災補償地方監察官に補する
労働基準局監督官 永田喜一郎
労働基準局庶務課勤務を命ずる
富山労働基準局給與課長事務代理を免ずる
同 梅野 安敏
労働基準局庶務課勤務を命ずる
富山労働基準局長に補する
遠藤峰次郎
富山労働基準局給與課長事務代理を命ずる
同 小泉栄一郎
富山労働基準監督課長を命ずる
地方労働基準監察監督官を免ずる
田原 実
富山労働基準局労災補償課長事務代理を命ずる
同 野中米太郎
福島労働基準監督署長事務代理を免ずる
同 横山 初太
福岡労働基準局監督課勤務を命ずる
同 高木武一郎
福島労働基準監督署長に補する
同 由井 誠三
福岡労働基準局安全衛生課勤務を命ずる（以上十一月一日）

官庁事項

○**労働省**

◉**電車線夜間重労務作業手当増額についての紛争に関する調停案公表** 昭和二十六年九月二十八日、国鉄労働組合東京地方本部から調停申請された右の紛争について本委員会は調停開始以来、両当事者につき事情を聴取すると共に当事者双方の主張する争点につき慎重検討を加え審議した結果、ここに成案を得たので本日当事者の出頭を求め、これを提示してその受諾方を勧告したから、公共企業体労働関係法施行令第九條の規定によってこの旨を公表する。
昭和二十六年十月三十一日
東京地方国有鉄道調停委員会
委員長 黒沢 清
調停案（別紙）
昭和二十六年十月三十一日
東京地方国有鉄道調停委員会
委員長 黒沢 清
委員 近藤 順二
委員 山野井 薫
東京鉄道管理局長 森田 義衞殿
国鉄労組東京地方本部執行委員長 柴谷 要殿
調停案
昭和二十六年九月二十八日国鉄労組東京地方本部申請による「電車線夜間重労務作業手当増額」につき、慎重審議の結果、ここに左のとおり調停案を提示し、当事者双方に対し、その受諾方を勧告する。
一、夜間重労務手当増額に関しては、次の各号より速やかに協議決定すること
1 線路工手については、一時間あたり、少くとも四〇円を下らないものとすること
2 その他の職種、金額については、右との均衡を考慮し、実情に即するようきめること
二、実施時期についても速やかに協議決定すること
理由
一、本紛争の要点は、国鉄労組東京地方本部が、電車線夜間重労務手当について、昭和二十二年十二月の覚書により、本俸に変動のあった現在、当然改訂されるべきであり且つ手当は作業単位一本として支給されるべきものと主張するに対し、東京鉄道管理局側は、増額の必要性は認めるが、権限外の事項であるし、他の特殊勤務手当との振合もあり且つ予算の関係から増額することはできないと主張する点にある。
一、本委員会は、昨年、本手当の増額について調停を行い、関係当事者に対し、本手当を含めた特殊勤務手当全般の本格的改訂を期待し、それまでの暫定的措置としての調停案を提示したのであるが、その後、何等改訂もみず、今日に至ったことは遺憾とするところである。
一、電車線夜間重労務作業の特殊性とその重要性については、昨年の調停においても指摘したところであるが、更に最近においては、輸送量の増大と安全性確保の関係から、夜間における作業はますますその重要度を加えつつある実情に鑑み、本作業並びにこれに伴う勤務方式その他の労働條件について根本的に考慮を要すべき点が多々あるものと認められる。
一、以上の根本的考慮とともに、当面、本委員会は、その後の経済情勢の変化、私鉄の深夜作業手当、国鉄におけるベース上昇の比率、諸統計の増加率等綜合勘案して、この手当増額の必要を認めるに至った。よって、必ずしも充分とは言い得ない操作が、給與総額の枠内における操作と、他の特殊勤務手当との振合を考慮して、主文の示すとおり、線路工手については、一時間あたり最低四〇円とした。
一、もとより、これは線路工手における最低を示したに止まるので、これを上廻ることを期待し、その他の職種については、線路工手との均衡を充分考慮し、最も実情に合致するよう、職名間における格差を設ける等これが決定に当り協議された。これは、両当事者間における団体交渉の過程において、本手当の金額に関しては、殆んど交渉が行われていないことが認められるから、これら細部に亘る協議決定を行うよう勧告することとしたのである。
一、協議決定に当っては、事案の性質及び本問題解決の必要性に鑑み、国鉄本庁及び国鉄労組本部をも交えることが望ましい。
附記
本勧告案に対しては、来る十一月十日までに文書をもって回答せられたい。

法務府公告

○**工場財団**

東京都千代田区丸の内二丁目八番地古河鉱業株式会社より栃木県下都賀郡小山町大字稲葉郷千五百九十五番地所在の古河鉱業株式会社足尾製作所小山工場に属する土地、建物、工作物、機械器具等に対し、工場財団組成のため、所有権保存登記の申請があったので、右財団に属すべき動産につき権利を有する者又は差押、仮差押若しくは

仮処分の債権者は本公告掲載の日より三十二日以内にその権利を当庁に申出られたい。

但し、工場財団に属すべきものの目録は当庁に備え付あり関係者の閲覧に供する。

昭和二十六年十一月五日

宇都宮地方法務局小山出張所

大阪府堺市七道西町二百十七番地大日本セルロイド株式会社から新潟県中頸城郡新井町大字新井字貫ノ木二百三十番所在の同会社新井工場に属する土地建物及び機械器具等に対し新に工場財団に属すべきものとして変更登記の申請があつたから右財団に属する動産に付き権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日から三十二日以内にその権利を当庁に申出られたい。

但し、工場財団に属すべきものの目録は当庁に備え付けてあるから関係者の閲覧に供する。

昭和二十六年十一月五日

新潟地方法務局新井出張所

○鉱業財団

東京都千代田区大手町一丁目六番地太平鉱業株式会社から宮城県栗原郡鶯沢町字南郷荒町四十八番地所在の同社細倉鉱業所に属する建物、工作物及び機械器具を新に鉱業財団に属せしめたるに因る変更登記の申請があつたから右財団に属する動産につき権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日から三十二日以内にその権利を当庁に申し出られたい。

但し、鉱業財団に属すべきものの目録は当庁に備え付けてあるから関係者の閲覧に供する。

昭和二十六年十一月五日

仙台法務局岩ヶ崎出張所

裁判所公告（●印は新料金）

○公示催告

●昭和二十六年（ヘ）第七〇八号　別紙当事者目録記載の通り

申立人

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年五月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十月十一日

東京簡易裁判所

裁判官　菅野保之

（別紙）　当事者目録

札幌市北十八條西五丁目二十番地　申立人　石川一共

東京都江戸川区小岩町二丁目二六〇四　同　渡辺昇

函館市船場町三、深谷仁三吉方　同　本城一郎

大阪市旭区豊里町一七五八の一五　同　西田重蔵

東京都豊島区西巣鴨四丁目三二〇　同　羽鳥カツ

千葉県印旛郡成田町郷部一〇〇五　同　渡辺治良

長崎県西彼杵郡高島町　同　樣末男

東京都千代田区丸ノ内二丁目四十番地　右代理人弁護士　今井義雄

（別紙）　目録

(一)石川一共の部

三菱鉱業株式会社株式五十株券二枚

記号番号　は丁六〇二〇三、六〇二〇四

額面金額　一株五十円昭和二十年九月二十日発行

株式名義人　石川一共

(二)渡辺昇の部

三菱鉱業株式会社株式五十株券一枚、十株券五枚

記号番号　卯六九一八、丙一〇五〇七、一六三七八、七八八二五、七八二六、四八八八

額面金額　一株五十円卯昭和十四年二月二十日、丙大正九年六月十五日各発行

株式名義人　伊藤貞一

最終所持人　渡辺昇

(三)本城一郎の部

三菱鉱業株式会社株式五十株券二枚

記号番号　は丁三一〇九、三一一〇

額面金額　一株五十円昭和二十年九月二十日発行

株式名義人　本城一郎

(四)西田重蔵の部

三菱鉱業株式会社株式一株券四枚、五株券二枚、十株券三枚

記号番号　甲一八四、い一〇九五、ろ二二二二八、は二一八、七二、子一八六、一八七、寅二三四〇二、二三四〇三

額面金額　一株五十円甲大正九年六月十六日、いろは同年十月二十日各発行

株式名義人　西田重蔵

(五)羽鳥カツの部

三菱鉱業株式会社株式百株券一枚

記号番号　第二二三七四六

額面金額　一株五十円昭和二十年九三月十五日発行

株式名義人　羽鳥カツ

(六)渡辺治良の部

三菱鉱業株式会社株式五十株券二枚

記号番号　は丁二二〇九二、二二〇九三

額面金額　一株五十円昭和二十年九月二十日発行

株式名義人　渡辺治良

(七)樣末男の部

三菱鉱業株式会社株式百株券一枚

記号番号　第三三七四〇

額面金額　一株五十円昭和二十五年三月十五日発行

株式名義人　樣末男

●昭和二十六年（ヘ）第七〇九号

兵庫県武庫郡本山村田辺一三九　申立人　井上春子

鳥取県西伯郡渡村字渡り　同　櫨間六

右代理人　伊藤・麻知

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年五月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十月十二日

東京簡易裁判所

裁判官　津村康

（別紙）　目録

鐘淵紡績株式会社株式一百二十一株

但し株券十三枚

株券額面　金五十円也

全額六千五十円也

一株の拂込額　卯第七三四七号(ロ)甲

株券記番号　(イ)卯第七三四七号至第八五号、一四四九一四五三号至第二〇四六〇号、乙第五三一八五号

発行年月日　昭和十九年二月一日

最終名義人　(イ)井上春子(ロ)櫨間六

(イ)井上春子(ロ)櫨間六

●昭和二十六年（ヘ）第二一号

京都市中京区新京極六角下ル中筋町四八八　申立人　浜口重治

別紙表示の小切手に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年五月十二日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に小切手を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十月十二日

京都簡易裁判所

裁判官　岡本博

（別紙）　目録

一種類　自己宛小切手

記番号　カ〇〇六八二三

金額　金十万九千百二十円也

振出人　帝国銀行河原町支店

支拂人又は渡先　銀行渡

受取人又は渡先　浜口重治

最終所持人　浜口重治

振出日　昭和二十六年九月十八日

●昭和二十六年（ヘ）第四号

大阪市東区瓦町二丁目三十八番地　申立人　株式会社大和商店

代表取締役　淵畑秀雄

右申立人から別紙表示の証券につき公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年六月五日午前十時迄に当裁判所にその権利を届出ると同時に証券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合にはその無効を宣言することがある。

昭和二十六年十月十二日

津簡易裁判所

裁判官　中里俊一

（別紙）　目録

一貨物引換証　一枚

発行年月日　昭和二十六年二月十五日

番号　梅田第七四八一号

品名及び個数　人絹スレーキ木箱一個

荷送人　大阪市東区鵜後町二丁目株式会社大和商店

荷受人　津市桜ヶ丘町三重刑務所作業課

貨物発送駅名及取扱者　東海道線梅田駅日本通運株式会社梅田支店

貨物着駅名及取扱者　参宮線津駅日本通運株式会社津支店

貨物引換証発行所　大阪市北区梅田町九十二番地日本通運株式会社梅田支店支店長山川寅雄

●昭和二十六年（ヘ）第三号

東京都杉並区成宗三丁目三百九十五番地　申立人　株式会社大田計器製作所

代表取締役　大田彦市

別紙目録表示の証券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年五月十七日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に別紙表示の証券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十月十九日

八王子簡易裁判所

裁判官　池田忠作

（別紙）　目録

一小切手　持参人拂

番号　預託金日〇〇八一三八東五

額面　金二万七千円

振出年月日　昭和二十五年十月二十一日

支拂銀行　日本銀行八王子代理店

振出人　東京都南多摩郡横山村下長府林業試験場淺川分室資金前渡官吏農林事務官田中繁次

所持人　株式会社大田計器製作所取締役社長大田彦市

●昭和二十五年（ヘ）第一号

市川市大字市川千六十七番地　申立人　小沢昭

別紙目録表示の証書に付申立人の申立により公示催告を為したが昭和二十六年六月三十日午前十時の期日迄に権利の届出と証書の提出をする者がないから申立人の申立に基き前記証書の無効を宣言する。

昭和二十六年十月十二日

市川簡易裁判所

裁判官　糟谷清咲

（別紙）　目録

一証書　〇〇〇五五四号小切手一枚

額面　金三万一千百九十九円也

振出年月日　昭和二十五年十月十八日

振出地　市川市

振出人　市川市国立国府台病院長心得支出官厚生技官小櫃信

支拂人　市川市日本銀行市川代理店

最終所持人　市川市大字市川千六十九番地、小沢昭

●昭和二十五年（ヘ）第二号

東京都中野区上高田一丁目一九五番地　申立人　吉村壽男

右代理人弁護士　植村壽秋

別紙表示の株券に付申立人の申立により公示催告を為したが昭和二十六年九月三十日午前十時までに権利の届出と右株券を提出する者がないから申立人の申立により前記株券の無効を宣言する。

昭和二十六年十月十二日

市川簡易裁判所

裁判官　糟谷清咲

（別紙）　株券目録

水産化学工業株式会社株式五百株、百株券五枚

額面及び拂込　五千円券、全額拂込済

記号番号　(イ)呂第一四〇号、同第一七三号(ロ)自増一(ロ)第二〇七号至同第二〇九号

発行年月日　(イ)昭和十五年七月一日(ロ)昭和二十三年六月一日

最終名義人　(イ)(ロ)共吉田新一郎

●昭和二十六年（ヘ）第一三号

兵庫県武庫郡鳴尾村鳴尾字砂浜新田五十二番地　申立人　杉村益三

右申立代理人　横山勝彦

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年五月二十六日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十月十八日

川崎簡易裁判所

裁判官　松沢国治

（別紙）　目録

東京芝浦電気株式会社株券(イ)五十株券一枚(ロ)十株券六枚(ハ)五株券一枚(ニ)一株券五枚

記号番号　(イ)K五二〇七八二(ロ)E自七〇〇七八〇至七〇〇七八二、F自七一一五二至七一一五三、K七〇七二〇三、(ハ)E八〇〇〇七八、(ニ)E自九〇〇四三七至九〇〇四三九、F九〇五五二六、F九〇五五二七

株券の額面　(イ)二千五百円(ロ)五百円

一株の拂込金額　五十円

発行年月日　E昭和十六年十月十五日、F昭和十七年二月十五日、K昭和二十年七月一日

最終名義人　杉村益三

●昭和二十六年（ヘ）第七号

東京都港区芝田村町一丁目一番地　申立人　東京電力株式会社

右代表取締役　安田長蔵

右代理人　新木栄吉

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから所持人は昭和二十七年六月二十六日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十月十五日

水戸簡易裁判所

裁判官　高瀬義

（別紙）　目録

茨城交通株式会社(イ)二十株(ロ)一万四千六百株

額面　(イ)金五百円十株券(ロ)金二千五百円

拂込金　全額拂込済

記録番号　(イ)乙第九一号、乙第九二号(ロ)甲第四〇一号乃至第六九二号

発行年月日　昭和十九年九月一日

株券発行者　茨城交通株式会社取締役社長竹内勇之助

最終株主　関東配電株式会社取締役

最終所持人　長谷川亮太郎

役会長新木栄吉

●昭和二十六年（ヘ）第八号

水戸市北三ノ九一〇の七〇関東配電株式会社茨城支店内　申立人　市瀬敏夫

右代理人　安田長蔵

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから所持人は昭和二十七年六月二十六日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十月十五日

水戸簡易裁判所

裁判官　高瀬義

（別紙）　目録

茨城交通株式会社株式三千株

額面　金五千円百株券

拂込金　全額拂込済

記録番号　ろA第一号乃至ろA第三〇〇号

発行年月日　昭和二十四年十月一日

株券発行者　茨城交通株式会社取締役社長竹内勇之助

最終株主並最終所持人　水戸市北三ノ九一〇の七関東配電株式会社

茨城支店内市瀬敏夫

●昭和二十六年（ヘ）第五号

登記簿上東京都中央区日本橋本石町三丁目十四番地

現在東京都中央区日本橋本町三丁目六番地　申立人　有信興業株式会社

右代表者取締役　亀田芳一

別紙表示の約束手形に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其の所持人は昭和二十七年六月二日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に約束手形を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合は其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十月十九日

新潟簡易裁判所

裁判官　勝田重直

（別紙）　目録

一約束手形一通

番号　第四十六号

金額　三十五万五千円也

支拂期日　昭和二十六年九月二十七日

支拂地　新潟市

支拂場所　北越銀行沼垂支店

振出地　新潟市

振出日　昭和二十六年七月三十日

振出人　新潟市流作場二〇〇〇番地、昭和窓部株式会社取締役社長池田宗久

宛名人兼裏書人　株式会社野口茂助商店

被裏書人兼最後の所持人　有信興業株式会社

●昭和二十六年（ヘ）第一〇号

大阪府豊中市岡町南二丁目十八番地　申立人　中川潤一

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年七月十八日迄に届出をしない場合は其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十月十六日

堺簡易裁判所

裁判官　村瀬泰三

（別紙）　目録

大同軽金属工業株式会社株式百株券五枚

記号番号　自に二四七号至に二五一号

額面　百株券金五千円(全額拂込済)

発行者　大同軽金属工業株式会社

最終名義人　井住又吉

●昭和二十六年（ヘ）第一三号

兵庫県加古郡高砂町北本町一一一六番地　申立人　西中勝

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年七月二十日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十月二十日

堺簡易裁判所

裁判官　村瀬泰三

十八日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十月十九日

堺簡易裁判所

裁判官　村瀬泰三

（別紙）　目録

大同軽金属工業株式会社株式百株券二枚、五十株券二枚、十株券六枚

記号番号　百株券に二三三号、は六三五号、五十株券は六三号、は六四号、十株券自ろ五七号至ろ六二号

額面金額　に券五千円、は券二千五百円、ろ券五百円(各全額拂込済)

発行者　大同軽金属工業株式会社

最終名義人　中川潤一

●昭和二十六年（ヘ）第一一号

兵庫県尼崎市武庫之荘四丁目百三十八番地　申立人　井住又吉

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年七月十八日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十月十八日

堺簡易裁判所

裁判官　村瀬泰三

（別紙）　目録

大日本セルロイド株式会社百株券一枚

株券額面　五千円

一株の拂込金　五十円

記号番号　な第一〇七七九号

最終株主　西中勝

●昭和二十六年（ヘ）第四号

岡崎市明大寺町字下郷中九二一番地　申立人　小島仲次郎

右代理人　山本惠明

別紙目録記載の株券に付最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから其の所持人は昭和二十七年五月二十二日午前十時の公示催告期日迄に権利の届出を為し且株券を提出しなければならない。若し右期日迄に届出及び提出がない時は申立によりその無効であることを宣言することがある。

昭和二十六年十月十八日

拳母簡易裁判所

裁判官　堀田銀二

（別紙）　目録

トヨタ自動車工業株式会社株式二百株

株券額面　一株に付金五十円全額拂込済

株券種類　一百株券二枚

株券記号番号　と甲第六三〇七号、第六三〇八号

株券発行年月日　昭和二十六年六月三十日

発行者　愛知県碧母市大字下市場字前山八番地、トヨタ自動車工業株式会社取締役社長石田退三

最初の株式名義人　小島仲次郎

最終の株式名義人　小島仲次郎

●昭和二十六年（ヘ）第四号

三重県飯南郡波瀬村大字波瀬五百九十三番地　申立人　カネナカ木材生産有限会社

右代表取締役　田中敬一

別紙表示の約束手形に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年五月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に約束手形を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十月十六日

四日市簡易裁判所

昭26．11．5．　第7448号

（別紙）　目　録

第二六七号
一約束手形一通
額面　金五万円
支拂期日　昭和二十六年九月二十九日
支拂地　四日市市
支拂場所　百五銀行富田支店
振出地　四日市市
振出年月日　昭和二十六年九月四日
振出人　田村紡績株式会社取締役社長田村正衛
受取人　北川建設株式会社四日市支店
所持人　三重県飯南郡波瀬村大字波瀬五百九十三番地、カネナカ木材生産有限会社右代表取締役田中敬一

第二六八号
一約束手形一通
額面　金五万円
支拂期日　昭和二十六年九月二十九日
支拂地　四日市市
支拂場所　百五銀行富田支店
振出地　四日市市
振出年月日　昭和二十六年九月四日
振出人　田村紡績株式会社取締役社長田村正衛
受取人　北川建設株式会社四日市支店
所持人　三重県飯南郡波瀬村大字波瀬五百九十三番地、カネナカ木材生産有限会社右代表取締役田中敬一

●昭和二十六年（〇）第九号
富山市裏町一九番地、西堤町二六番地　申立人　株式会社北陸銀行
右代表取締役　申田　勇吉
別紙目録に記載した株券について右の者から公示催告の申立があつたからその株券の所持人は昭和二十七年六月十六日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし株券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその株券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十月十八日
富山簡易裁判所
裁判官　藤田善嗣

（別紙）　目　録
株式会社北陸銀行株券額面一万円也
額面及び種類　五千円（百株）券全額拂込済

記号及び番号　ほ第二五五三五号一枚、第三五五三六号一枚
最終株式名義人　吉野精一

●昭和二十六年（〇）第四号
広島県賀茂郡西志和村字鮏坂千九百五十五番地
深川完二家督相続人
申立人　深川　臟史
同所同番地
右法定代理人後見人　門石ヤスコ
別紙表示の証券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年六月二十七日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に別記証券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十月十九日
広島簡易裁判所
裁判官　加藤重康

（別紙）　目　録
一種類　広島瓦斯電軌株式会社株式
一数量　十株券四十枚
一枚の株券額面　金五百円
一株の拂込金額　金五十円
記号番号　自ろ乙第〇九五〇号至同第〇九八九号
発行者　広島瓦斯電軌株式会社取締役社長山口吾一
発行日　昭和十五年十月一日
最終株主　深川完二

●昭和二十六年（〇）第七号
小野田市小野田セメント製造株式会社内　申立人　藤村　章
右申立人から別紙目録記載の証券について公示催告の申出をなしたので其の所持人は昭和二十七年五月十六日午前九時の公示催告期日迄に当裁判所に右証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがあるかも知れない。
昭和二十六年十月十五日
船木簡易裁判所

（別紙）　目　録
小野田セメント製造株式会社一一株株券一枚
額面金額　金五千円也（全額拂込済）
発行年月日　昭和二十五年三月二十日
発行者　取締役社長安藤豊祿
記番号　Bに第三七〇四五号

最終名義人　日興証券株式会社京都支店支店長藤原久夫

●昭和二十六年（〇）第八号
東京都中央区京橋三の二　申立人　篠原　陸雄
山口県山口市大字今道　原田市之進
申立代理人
右申立人から別紙目録記載の証券について公示催告の申出をなしたので其の所持人は昭和二十七年五月十六日午前九時の公示催告期日迄に当裁判所に右証券を提出して権利の届出をして貰ひたい。若右期日迄に提出並届出のない場合は其の無効を宣言することがあるかも知れない。
昭和二十六年十月十五日
船木簡易裁判所

（別紙）　目　録
小野田セメント製造株式会社百株券五枚
記号番号　B記に番第四九七五号、第一二〇八六号、第一九九二四号、第二九六八六号
額面金　五千円也（全額拂込済）
発行年月日　昭和二十五年三月二十日
発行人　同会社取締役社長安藤豊祿
最終名義人　丸国証券株式会社取締役社長渡辺芳雄
記号番号　子記に番第一五四号
発行年月日　昭和十七年四月二十五日
発行人　同会社取締役社長笠井真三
額面及最終名義人　前に同じ

●昭和二十六年（〇）第九号
大阪市東区北浜三丁目三十七番地　申立人　岡三証券株式会社
右代表取締役　加藤　清治
山口県山口市大字今道　原田市之進
申立代理人
右申立人から別紙目録記載の証券について公示催告の申出をなしたので其の所持人は昭和二十七年五月十六日午前九時の公示催告期日迄に当裁判所に右証券を提出して権利の届出をして貰ひたい。若右期日迄に提出並届出のない場合は其の無効を宣言することがあるかも知れない。
昭和二十六年十月十五日
船木簡易裁判所

（別紙）　目　録
小野田セメント製造株式会社一枚券一枚
額面金額　金五千円也（全額拂込済）
発行年月日　昭和二十五年三月二十日
発行者　船木簡易裁判所

（別紙）　目　録
小野田セメント製造株式会社一一百株券一枚
額面金額　金五千円也（全額拂込済）
発行年月日　昭和二十五年三月二十日
発行者　取締役社長安藤豊祿
記番号　Bに第三七〇四五号

●昭和二十六年（〇）第一〇号
山口県大島郡白木村　申立人　生永　太吉
同県山口市大字今道
申立代理人　原田市之進
右申立人から別紙目録記載の証券について公示催告の申出をなしたので其の所持人は昭和二十七年五月十六日午前九時の公示催告期日迄に当裁判所に右証券を提出して権利の届出をして貰ひたい。若右期日迄に提出並届出のない場合は其の証券の無効を宣言することがあるかも知れない。
昭和二十六年十月十五日
船木簡易裁判所

（別紙）　目　録
小野田セメント製造株式会社一株券一枚
記号番号　丑記い番第一二三五号
額面金　五十円也（全額拂込済）
同会社十株券七枚
記号番号　丑記ろ番自第六九二号至第六九八号
額面金　五百円也（全額拂込済）
同会社五十株券一枚
記号番号　丑記は番第九九号
額面金　二千五百円也（全額拂込済）
以上の
発行者　同会社取締役社長生産責任者狩野宗三
発行年月日　昭和二十年二月二十日
最終名義人　生永太吉

●昭和二十六年（〇）第一一号
東京都品川区大井金子町五八五九　申立人　大多和勝男
山口県山口市大字今道　原田市之進
申立代理人
右申立人から別紙目録記載の証券について公示催告の申出をなしたので其の所持人は昭和二十七年五月十六日午前九時の公示催告期日迄に当裁判所に右証券を提出して権利の届出をして貰ひたい。若右期日迄に提出並届出のない場合は其の証券の無効を宣言することがあるかも知れない。
昭和二十六年十月十五日
船木簡易裁判所

（別紙）　目　録
小野田セメント製造株式会社株式十株券三枚
記号番号　乙記ろ番第一二五六号、第一二五七号、第一二五八号
一枚の額面金　五百円也（全額拂込済）
発行年月日　大正十三年十一月十日
発行人　同会社取締役社長笠井真三
最終名義人　大多和勝男

●昭和二十六年（〇）第一二号
大阪府泉南郡長滝村中番千五百三十四番地　申立人　北浦喜太郎
右代理人弁護士　浅沼彦一郎
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年六月十一日午前十時迄に当裁判所に権利を届け出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十月十五日
倉敷簡易裁判所

（別紙）　目　録
倉敷レイヨン株式会社株式五枚五百株
額面金額　金五千円也
拂込金額　一株の金額金五十円也、全額拂込済
記号番号　ほ戊第五九四〇号、第一三七五八号、ほ戊第二一一七五号、第三四七九〇号、へ戊第二一二六五号
発行者　倉敷レイヨン株式会社
発行年月日　ほ号昭和二十四年四月十五日、へ号昭和二十四年十月十五日
最終所持人　北浦喜太郎

●昭和二十六年（〇）第三八一号
大阪市西区本田三丁目十四番地　申立人　株式会社若林商店
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年五月十二日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十月十五日
大阪簡易裁判所

（別紙）　目　録
証書　第九一三号約束手形
金額　金三十万円也
振出人　大阪市大淀区本庄川崎町三丁目、大阪染工株式会社取締役社長市居嘉一
受取人　株式会社若林商店
振出の年月日　昭和二十六年七月二十七日
支拂期日　昭和二十六年十月十日
振出地　大阪市
支拂地　大阪市
支拂場所　株式会社大阪銀行玉造支店
最終所持人　株式会社若林商店

●昭和二十六年（〇）第三八二号
京都府相楽郡木津町大字木津小字南垣外一二二の一　申立人　井上　繁治
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年五月十二日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十月十五日
大阪簡易裁判所

（別紙）　目　録
東亜紡織株式会社発行株式百株
種類枚数　一百株券一枚
記号番号　第六新ろ三八二一五
株券額面　五千円
一株の金額　金五十円
発行年月日　昭和二十四年八月一日
最終名義人　伊藤治郎
最終所持人　井上繁治

●昭和二十六年（〇）第三八三号
大阪府泉南郡忠岡町百五十九番地　申立人　万野　義夫
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年五月十二日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十月十五日
大阪簡易裁判所

（別紙）　目　録
東亜紡織株式会社株式二百六株
但し一株五十円拂込済五十株券四枚
一株券六枚
記号番号　(ロ)第二九六〇号、(ロ)第二九六一号、東(ロ)第三五五九号、東(ロ)第三五六〇号、(ホ)第四五五五号、(ホ)第四五五六号、(ホ)第四五五七号、東(ホ)第四七四六号、東(ホ)第四七四七号、東(ホ)第四七四八号
発行者名義　東亜紡織株式会社取締役社長小西音夫
発行年月日　昭和十九年二月十五日
最終名義　万野義夫

●昭和二十六年（〇）第三八四号
神戸市東灘区住吉町字唐松八百十番地　申立人　高島　良次
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年五月十二日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十月十五日
大阪簡易裁判所

（別紙）　目　録
東亜紡織株式会社株式十五株
但し一株五十円拂込済十株券一枚五株券一枚
記号番号　(ハ)第二五〇九号（十株券）
(ニ)第三〇五号（五株券）
発行者名義　東亜紡織株式会社取締役社長小西音夫
発行年月日　昭和十六年九月一日
最終名義人　高島良次

○失踪に関する届出の催告

●昭和二十五年（家）第三一〇号
本籍山梨県北都留郡猿橋町藤崎六百七番地、住所山梨県富士吉田市下吉田三百二十七番地　申立人　政雄
最後の住所山梨県富士吉田市下吉田千四十番地　不在者　渡辺　二二
右不在者に対し申立人から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年四月三十日午前十時までに当裁判所に生存の届出をしない と失踪の宣告を受けることになります。又不在者の生死を知つている方も右期日までにその届出をして下さい。
昭和二十六年十月二十九日
甲府家庭裁判所谷村支部

●本籍北海道小樽市銭函町三百十五番地、住所北海道小樽市銭函町浜中百五十八番地渡辺博方　申立人　木村ツヤノ
本籍及び最後の住所は孰れも申立人本籍に同じ　不在者　木村　環
明治四十一年一月十日生
右不在者に対し申立人から失踪宣告の申立があつたので不在者は昭和二十七年四月十五日午後一時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。若し その届出をしないときは失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つている者も右期日までに其の届出をされたい。
昭和二十六年十月二十六日
札幌家庭裁判所

●本籍及び住所北海道厚田郡厚田村大字古潭村二十番地　申立人　北野　直記
明治三十年五月一日生　不在者　北野　トキ
本籍及び最後の住所申立人に同じ
大正八年一月二十日生
右不在者に対して申立人から失踪宣告の申立があつたので不在者は昭和二十七年四月十五日午後一時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。若し其の届出をしないときは失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つている者も右期日迄に其の届出をされたい。
昭和二十六年十月二十六日
札幌家庭裁判所

●住所札幌市南七條西三丁目四百二十二番地　申立人　小林　チヨ
不在者　小林　民治
明治四十年五月五日生
本籍東京都世田谷区下馬町一丁目百三番地、最後の住所満州国三江省佳木斯市房産住宅
大正四年十月二十八日生
右の不在者に対して申立人より失踪宣告申立があつたから不在者は昭和二十七年四月十五日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされたい。若しその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る方も右期日までにその届出をされたい。
昭和二十六年十月二十六日
札幌家庭裁判所

○除権判決

●昭和二十六年（〇）第八号
東京都港区芝田村町二の四港木工ビル内　申立人　東神電気工業株式会社
右代表取締役　村上英太郎
右代理人　西村幸一郎
別紙目録表示の約束手形に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年八月二十五日午前十時の期日迄に権利を届出て且右約束手形を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記約束手形の無効を宣言する。
昭和二十六年九月六日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

（別紙）　目　録
一小切手　一枚
振出年月日　昭和二十五年十二月二十九日
小切手番号　東一一ADO八九三一号
金額　金十万一百五十五円也
振出人　鹿島建設株式会社林英夫
支拂人　第一銀行赤坂支店
受取人　東神電気工業株式会社

会社その他の公告

会社解散公告（第三回）

当会社は昭和二十六年八月三十一日株主総会の決議により解散致しました。就きましては当会社に対し債権を有せられる方は昭和二十六年十一月二十日迄に御申出下さい。

昭和二十六年十月二十六日
札幌家庭裁判所

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十六年九月三十日臨時株主総会の決議により解散しました。

昭和二十六年十一月五日
東京都中央区宝町一丁目五の三
株式会社木下商店内
株式会社三福商会
清算人　沢原　寅彦

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十六年九月二十八日臨時株主総会の決議に依り解散したので当会社に対し債権のある方は昭和二十七年一月十日迄に御申出下さい。若し右の期間内にお申出がないときは清算から除外致します。

昭和二十六年十月十五日
高松市兵庫町四十三番地
四国教科用図書販売株式会社
代表清算人　田谷　信良

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十六年九月一日の株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のない時は清算より除斥致します。

昭和二十六年十月二十日
桑名市大字東方百四十七番地
清算人　株式会社維新洋行
同　八田　進
同　李　快　植

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十六年八月三十一日臨時株主総会の決議により解散しましたので当社に対し債権を有せられる方は第一回公告掲載の日より二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十六年十一月一日
京都市東区河原町通四條上二筋目東入米屋町三百七十六番地
富田食品株式会社
清算人　富田　一枝
同　斎藤　六造
同　富田　久二

解散公告（第三回）

当会社は昭和二十六年九月三十日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十六年十一月五日
東京都中央区宝町一丁目五の三
株式会社木下商店内
株式会社三福商会
清算人　沢原　寅彦

第7448号

しこの期間内に御申出が無ければ清算より除外されます。

昭和二十六年十一月一日
東京都中央区日本橋橋町十一番地山口産業株式会社内
造船用材株式会社清算事務所
代表清算人　稲葉　治男

海上保険料率算定公告

昭和二十六年十一月一日開催の本会臨時総会において、機帆船、帆船及び解舟積貨物海上保険料率の引下げを決議致しましたから定款第八條の規定により左記の通り公告致します。

記

一、保険事業の種類及び保険の目的
海上保険　機帆船、帆船及び解舟積載の貨物
二、保険料率算出年月日
昭和二十六年十一月一日
三、料率表の備付場所
損害保険料率算定書
四、料率表の交付を請求する場所
損害保険料率算定書
五、料率表の価格
一金八十円也（五枚一組）
昭和二十六年十一月五日
東京都千代田区神田淡路町二丁目九番地　損害保険料率算定会

株式名義書換停止公告

来る十二月六日より臨時株主総会終了の日（十二月二十一日の予定）迄株式名義書換及び質権並びに信託財産に関する登録及び抹消を停止致します。

昭和二十六年十一月五日
東京都中央区日本橋本町一丁目八番地の五　善隣貿易株式会社

株主確定のための基準日公告

来る昭和二十六年十二月十五日午後五時現在の株主名簿に記載せられた株主を以つて去る十月三十一日開催の取締役会に於いて発行を決議せられた新株式の新株引受け権者と看做します。

株式会社柏原洋紙店

社債償還公告

当社第三回に号物上担保附社債第一次定時償還の為抽籤の結果下記番号の債券が当籤しましたから公告致します。

償還金額　金二百万円也
支拂期日　昭和二十六年十一月二十日
支拂場所　現物債は券面記載の支拂場所、登録債は指定支拂場所

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

◉附録　八月十九日附参会附録二四頁

一万円券（丙）（一〇〇枚）　自二五一至三〇〇　自三六〇一至三六五〇
十万円券（丁）（一〇枚）　自二六至三〇　自三六一至三六五
昭和二十六年十一月
日産化学工業株式会社

第五十八回定時株主総会招集公告

来る十一月二十八日（水曜日）午後二時より東京都千代田区丸の内三丁目一番地東京商工会議所二階に於て第五十八回定時株主総会を開催し左記事項を附議致しますから御出席下さいます様御願い致します。

会議の目的たる事項
第一号議案　第五十八期営業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書承認の件
第二号議案　利益金処分案承認の件
第三号議案　監査役二名任期満了につき改選並びに取締役一名選任の件
第四号議案　役員報酬変更の件

昭和二十六年十一月五日
東京都中央区日本橋通二丁目三番地　アサヒ興業株式会社

新発売コピア複写器
特許庁御採用
法務庁御認可
戸籍謄本抄本複写
丸星機化工業株式会社
本社　東京都港区西芝浦三ノ二　電話三田(45)0226 5616 3645～6
支社　大阪市西成区天下茶屋町二ノ五〇　電話天下茶屋(66)4185 4775
名古屋市中区南大津通り三ノ一二　電話中(24)1625 3920

無記名株主総会及び臨時株主総会招集公告

東京都千代田区丸の内三丁目一番地東京都商工会議所二階に於て来る十一月二十九日（木曜日）午後二時より無記名株主総会を開催同日午後二時三十分より臨時株主総会を開催し左記事項を附議致しますから御出席下さいます様お願い致します。

会議の目的たる事項
無記名株主総会議案
無記名株を廃止する為め定款の規定中より「無記名株」を削る。
臨時株主総会議案
第一号十株券を併合して金額五百円の一株とする。
第二号定款変更の件
一　目的中に「広告器具の製造及び販売」並びに「鉄及び非鉄金属、繊維製品の販売」を加え「有価証券の保有並びに其利用」を削る。
二　発行する株式の総数を一万六千株とする。
三　一株の金額を五百円とし無記名株式を削る。
四　以上の外商法の改正に伴う変更

昭和二十六年十一月五日
東京都中央区日本橋通二丁目三番地　アサヒ興業株式会社

第十二回決算公告

昭和二十六年九月三十日現在

貸借対照表

資産の部	
自動車運送事業	一〇、七一〇、三五〇・九八
興業費	二、五五一、四六八・七三
貯蔵物品	三九四、三〇六・〇〇
有価証券	一、二〇五、三〇九・三四
仮拂金	九四八、五四九・五五
未収入金	一五八、八一七・七〇
前拂費用	二、六二二、〇四三・二〇
銀行預金	一二六、四九七・六五
現金	一八、七一七、三四三・一五
合計	
負債の部	
資本金	六、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
法定積立金	九二、〇〇〇・〇〇
従業員退職給與資金	一二一、五〇〇・〇〇
借入金	六、三三八、〇〇〇・〇〇
未拂金	三、四三〇、〇六三・四一
未拂配当金	八、七五七・一四
仮受金	一、五八三、七二一・〇〇
前期繰越金	八、一九〇・二九
当期利益金	一、一三五、一一一・三一
合計	一八、七一七、三四三・一五

昭和二十六年十一月
愛知県知多郡内海町大字内海字中浜田十六の一
知多乗合株式会社

解散団体財産売却公告（第三百二回）

一、売却物件
（イ）椅子及び机類その他一〇種（M—八—二）（ロ）茶道具一式（M—八—三）（ハ）水盤その他華道用具類六種（M—八—九）（ニ）金庫（四号）一個（MC—八—二六）（ホ）賃借権、その賃借物は次の通おりである。
1、高橋善三所有木造瓦葺平家建（三五坪のうち）二八坪（LE—五八）
2、井坂いね所有木造土蔵瓦葺二階建店舗（延二一坪七五のうち）一二坪（LE—五九）
（注　右（ホ）に対する建物所有者以外の買受希望者は必ず書面により建物所有者から賃貸する旨の承諾書を取付け入札の際右書面を添附すること）を要する。）
二、所在地　（イ）乃至（ハ）水戸市八幡町自梅荘倉庫内（ニ）水戸市西原町字原大久保三三七一番の三（ホ）の1、茨城県多賀郡多賀町河原子泉町二三六八（ホ）の2、茨城県久慈郡太田町東二丁目西二二二九番地
三、下見の日時　十一月七日午前十時各物件所在地集合
四、買受申込の期限　十一月十三日午後五時締切
五、買受申込の場所　当理事会又は茨城県総務部地方課
六、保証金　（イ）五百円（ロ）二百円（ハ）四百円（ニ）一千二百円（ホ）1、及び2、各七百円
七、買受人の決定は氏名を官報に公告し申込人にも通知します。
八、買受申込心得その他賃借権の詳細については必ず当理事会又に茨城県総務部地方課にお問合せ下さい。

東京都千代田区皇居内（旧枢密院）
解散団体財産売却理事会

月刊　B5判
法令全書
印刷庁編集発行
主要内容
政令　漁業登録令　熱管理法施行令　政府に売り渡すべき昭和二十六年産米穀に関する政令　債券収入金等の拂いもどし金の損益の計算の方法及び当該損益の帰属に関する政令
條約　国際小麦協定
省令　あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師学校養成施設認定規則　漁業登録令施行規則　熱管理法施行規則　自動車型式指定規則　自動車道標識の様式を定める省令
○その他重要なる法令の制定及び改廃されたものを集録する
昭和26年9月号　定価500円　送料90円
編集及び発行所　印刷庁業務部官報課　東京都新宿区市ケ谷本村町　振替東京一九〇〇〇
申込所　全国各地官報販売所及び主要書店

定価　一ヶ月　二百十円　一部　九円　送料実費
公告料　公告　八ポイント一行　十七字詰　百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　千五百円
広告料　広告　八ポイント一行　十七字詰相当　二百円
発行所　東京都新宿区市谷本村町一五
電話九段(33)三一一五
振替東京一九〇〇〇
印刷庁官報課